

第23回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年4月26日(火) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第44号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第45号 | 地積調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第 5 | 議第136号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第137号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第138号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第139号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第140号 | 農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願について |
| 日程第10 | 議第141号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第142号 | 農地所有適格法人の適格者証明について |
| 日程第12 | 議第143号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山 斉、藤井和豊、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、
下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、
伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、田中正躬、
車戸明良、岩村 聡、平田秀男、加藤 貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、
増田 勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田 誠、加藤正雄、森山 護

○本日会議に欠席した委員

大森治良

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
林務課長 長谷川雅樹
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 橋本哲夫
事務局次長 林 篤志
振興主事 中田義博
農地主事 小笠原茂
書記 清水信行、脇坂光生、田中 裕、武川 尚、清水一徳、野畑清明、
山腰勝也、東野敏朗、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理	<p>ただいまより第23回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、4番 大森委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の出席委員は、36名中35名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>ご苦勞様でございます。4月より新しい体制で動き出しますがどうぞよろしくお願ひします。</p> <p>今、九州では御承知の通り地震で大変なことになっております。当委員会でも出来る事を役員会にて検討し、お役にたてる事を考えて対応したいと思っております。遠くの事のように感じますが後で聞くと、東海大学農学部の農場に高山の人が一人みえたようですが無事であり親御さんが後で迎えに行かれたようで、日本は狭いなと思ひました。早く地震が止まって、復旧への道が進む事を願うばかりです。</p> <p>本日は、春ですが初夏の陽気で仕事日和のなか集まって頂き有難うございます。私の周りでも桜が残っている中で花水木、つつじ、どうだんつつじが咲き、まさに百花繚乱を目の前で見ているような状況です。さてこの花が済んだ後、どんな気候になるのかなと思うくらい不思議な春となっております。</p> <p>本年度も始まりましたが良い年である事を願わずにはおられません。今日も色々ご協議頂く事が沢山ありますので、最後まで宜しくお願いします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議 長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(憲章朗唱)</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p>

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 14番 野村 委員と、15番 杉本 委員を指名します
しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございません
か。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第44号 農業生産法人の報告等について を議
題とします。

事務局の説明をお願いします。

小笠原 農地主事 それでは、日程第3 報第44号 農業生産法人報告書の提出状
況について報告いたします。

今回は47法人のうち6法人から報告書が提出されました。

農業生産法人につきましては、4つの要件があり、①法人形態②
事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料によ
り確認しております。

1番、冬頭町にあります株式会社は認定農業者であり、田 0.8 ha
を耕作しております。経営内容につきましては肉用牛肥育で、一部
一貫経営、肉牛 200 頭、母牛 2 頭を肥育し、水稻を栽培してあり
ます。

2番、清見町にあります有限会社は、認定農業者であり、田
1.0ha、畑 0.2ha を耕作しております。経営内容につきましては肉
用牛肥育で、肥育牛 110 頭を肥育し、水稻、トマトの栽培を行っ
ております。

3番、国府町にあります農事組合法人は認定農業者であり、田
6.4ha を耕作しております。経営内容につきましては、水稻栽培と

農作業受託をしております。

4番、奥飛騨温泉郷にあります有限会社は、田 0.2ha、畑 0.1 ha、計 0.3 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、一般野菜を栽培しています。昨年秋まで旅館業もありましたが、現在は農業経営のみとなりました。

5番、八日町にあります農事組合法人は認定農業者であり、田 2.7ha、採草地 1.5 ha、計 4.2 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、和牛繁殖を経営しており、母牛 30頭 子牛 17頭、計 47頭を飼育しております。その他、野菜の栽培と農作業受託をしております。

6番、国府町にあります農事組合法人は認定農業者であり、田 65.0ha を経営耕作しております。経営内容につきましては、水稻の栽培、WCS、大麦、ソバ、農作業受託をしております。

以上、6件について報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第45号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。

事務局の説明を願います。

野畑書記
(国府)

国府町今地内において、地籍調査を行い地目農地についての変更を報告いたします。

畑等で43筆、35,297 m²が調査後で畑等で41筆、25,222 m²となりました。

国府町内での計画面積の約60%が完了します。

以上 報告をさせていただきます。

職務代理

墓地が多数あるが、勝手に墓地にしておいて、調査が実施されればそのまま変更できてしまうのか。

野畑書記
(国府)

墓地埋葬法により、墓地を新設する際は法人等が許可を受ける必要がありますが、法が出来る以前から墓地としていたところは墓地とすることが出来ます。法整備以前のものは、従前からの墓地として認められるものです。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第136号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、8件の上程となります。

1番・2番は、下岡本町の案件です。2件併せて現況含む畑2筆 1,972 m²を解除条件付きで賃貸契約します。受人の耕作面積は 1,821 m²、作付けについてはトマト・露地野菜の予定です。トマトを集約的に栽培する予定です。

3番・4番は、清見町大原の案件になります。2件で田5筆 5,284 m²を解除条件付きで使用貸借契約します。受人は長年地区の農園で就農して実績を積み、新たな地域の担い手として期待されています。作付はとうもろこしの予定です。

5番は、清見町牧ヶ洞の案件です。田1筆 1,115 m²を賃貸契約して規模拡大します。受人の耕作面積は 5,952 m²、作付は水稻の予定です。

6番は、清見町藤瀬の案件になります。田2筆 1,933 m²を賃貸契約して規模拡大します。受人の耕作面積は 6,048 m²、作付けについては水稻の予定です。

7番は、国府町宮地の案件になります。田1筆 434 m²を隣地取得するものです。受人の耕作面積は 18,821 m²、作付けについては水稻の予定です。

8番は、上宝町宮原の案件になります。田4筆 917 m²を取得するものです。受人の耕作面積は 8,457 m²、作付けについては水稻の予定です。

以上、8件、田畑15筆で合計 11,655 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第137号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、6件の上程となります。

1番は、西之一色町3丁目の案件です。田畑9筆 5,653㎡について、植林する申請です。水路筋骨があり関係課の確認を要します。

2番は、岡本町1丁目の案件です。田1筆 475㎡について、貸駐車場に転用する申請です。

3番は、岡本町2丁目の案件です。田2筆 210㎡について貸駐車場に転用する申請です。

4番は、松之木町の案件です。田3筆 745㎡を個人住宅に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

5番は、石浦町7丁目の案件です。田1筆 318㎡を一体利用地とあわせて賃貸アパートに転用する申請です。まちづくり条例の確認対象です。

6番は、丹生川町町方の案件です。田2筆 1,125㎡を貸駐車場に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。

以上、6件、田畑18筆で 計 8,526㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

田中（正） 1番は、植林できるような立地か。

池田書記 山林に隣接しており、可能です。スギ・ヒノキの予定です。

議 長 他にご意見等ありませんか。
(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第138号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は15件の上程です。

1番は、千島町の案件です。田1筆 321㎡について、個人住宅に転用する申請です。

2番は、本母町の案件です。田2筆 994㎡について、宅地分譲する申請です。3区画の予定でまちづくり条例の確認対象です。

3番は、山田町の案件です。田1筆の一部 208㎡について、農家住宅に転用する申請です。農業用倉庫として使用していました。

4番は、下之切町の案件です。田1筆の一部 1,110㎡について、分譲住宅に転用する申請です。4区画の予定でまちづくり条例の確認対象です。

5番は、松之木町の案件です。田1筆 1,600㎡について、建設機械の展示場とする申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

6番は、中山町の案件です。畑1筆 402㎡を、宅地分譲する申

請です。

7番は、丹生川町北方の案件です。田3筆 992 m²を個人住宅と音楽教室に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

8番は、丹生川町新張の案件です。田2筆 2,537 m²について一体利用地と併せて畜舎に転用する申請です。大規模開発計画の確認対象です。

9番は、丹生川町下保の案件です。畑1筆 481 m²について、個人住宅に転用する申請です。

10番は、久々野町久々野の案件です。田1筆 9.91 m²について、個人住宅に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

11番は、朝日町見座の案件です。畑1筆の一部 42 m²について、住宅に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

12番は、国府町宮地の案件です。畑1筆 19 m²について、植林する申請です。

13番は、国府町宮地の案件です。畑1筆 199 m²を、個人住宅に転用する申請です。

14番は、奥飛騨温泉郷平湯の案件です。田1筆 89 m²を、植林にする申請です。隣接に山林を所有している受人が買い取るものです。

15番は、上宝町鼠餅の案件です。田1筆 119 m²について、山林に転用する申請です。

以上15件、田畑19筆、9,122.91 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

議長 4番は、農振農用地ではないか。

船坂書記 H27の特別管理で除外されております。

加藤委員 5番は、以前に分譲住宅で許可をしたところではないか。

池田書記 | その個所の隣になります。

議長 | 他にご意見ございませんか。
(意見なし)

議長 | ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。
続きまして、日程第8 議第139号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 | 今回は、3件の上程となります。変更点に下線を追加しています。

1番は、下林町の案件になります。変更申請については、目的の変更です。当初、個人住宅の許可を受けた申請地でしたが、目的を貸駐車場に変更するものです。
2番は、上岡本町4丁目の案件になります。変更申請については、事業者・目的の変更です。当初の貸駐車場の許可をもって造成していたところ、個人の駐車場としたい申し出があり、それを受けて目的の変更です。
3番は、久々野町無数河の案件になります。変更申請については、一時転用期間の延長変更です。

以上3件について、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 | ただいまの件についてご意見ございませんか。

議長 | 1番は、1筆全部が畑となっているか。昔は家が建っていたようだが。

池田書記 | 登記簿の確認で、1筆全部が畑となっております。

議長 | 他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第140号 農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 この件は、裁判所が競売に出している物件で農地が含まれる場合、入札参加資格を得るためその証明を求めるものです。あくまで、参加資格を証明するだけで、申請者が落札した場合は、改めて、3条申請による転用許可が必要となります。

今回は、1件の上程となります。

場所は、丹生川町町方地区の農地 3筆、1,163 m²です。申請者は、同町内の認定農業者で、申請地の隣接に農地を持ち、22,058 m²を耕作する方です。

以上、1件についてご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第3条の規定による権利移動の買受適格証明願については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第141号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、1件の上程となります。

丹生川町白井の案件となります。畑1筆 65 m²について宅地として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和27年転用され、家屋登記されていることを確認しております。

以上1件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。
（意見なし）

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第11 議第142号 農地所有適格法人の適格者証明について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

小笠原
農地主事

当該案件は農業生産法人の名称でしたが、農地法の改正により農業生産法人から農地所有適格法人に変更されたことに伴い、その名称に改めております。

農地法第2条の規定により、農地所有適格法人の判断基準があり、4つの要件をすべて備えた時点で農地所有適格法人となります。

1番 江名子町の当該法人について、平成28年2月に適格説明書が提出されましたのでご審査をお願いします。

定款により当該法人は株式会社と確認しています。事業計画書では売上げの全てが加工販売を含む農業部門となっています。

加工販売については、花もち、トマトジュースで、市内スーパーや地場市場などに卸されています。

構成員は出資者兼役員の夫婦と、両親で構成されており、4名ともに年間220から280日、農業従事しています。

役員4名が農業常時従事で、かつ役員4名ともに法人が行う農作業に220日以上従事する計画になっています。

今後、経営規模拡大により生産量を増やし、ジュース等加工販売事業の拡大を進めるとともに、米加工品の販路を拡大させ、経営の安定化を図るというものです。

2番 久々野町の当該法人について、平成28年3月に適格説明書が提出されました。

定款によりは株式会社であることを確認しています。事業計画書

では和牛繁殖・肉牛を事業経営し、売り上げのすべてが畜産事業で、農業部門となっています。

構成員は出資者兼役員の3名で構成されており、農地を提供した1名と、他の2名は年間300から330日、農業従事しています。

役員は3名が農業常時従事で、かつ役員3名は、法人が行う農作業に60日以上従事する計画となっております。

今後、農地所有適格法人として、繁殖・肉牛経営の中で、一部一貫経営を行い、良質の肉牛生産により売上額の向上を図るとともに、育種価の高い牛を残して市場性の高い子牛販売を進め、所得増大を目指すものです。

3番の匠ヶ丘町の法人について、平成28年3月に適格説明書が提出されました。

定款により当該法人は株式会社であることを確認しています。

事業計画書では水田作業受託及び水稲事業を経営しており、売り上げのすべてが農業部門となっています。

構成員は代表取締役の本人と役員2名、従業員2名で構成されており、事業計画では5名ともに300日、常時従事となっています。

役員3名は農業常時従事で、かつ法人が行う農作業に300日従事する計画となっております。

今後、法人として、経営規模拡大と、各作業の効率向上、時間・経費の削減を図るとともに、自社精米による消費者への直接販売を進め、収益増加を図るといったものです。

4番 上野町の当該法人について、平成28年3月に適格説明書が提出されました。

定款により当該法人は株式会社であることを確認しています。

事業計画書では、和牛繁殖と水稲事業を経営しており、売り上げのすべてが農業部門となっています。

構成員は、代表取締役の本人と役員1名、の2名で構成されており、事業計画では2名ともに250日から300日、常時従事となっています。

役員2名は農業常時従事で、かつ法人が行う農作業に250日から300日、従事する計画となっております。

今後、和牛繁殖牛の増頭による経営規模拡大と、飼料作物栽培により自給率を向上させるとともに、水稲では、堆肥を利用した「こだわり米」を生産販売し、経営の安定を図るといったものです。

5番 丹生川町の当該法人について、平成28年3月に適格説明

書が提出されました。

定款により、当該法人が株式会社であることを確認しています。

事業計画書ではトマト栽培及び水田作業受託、水稻事業を経営しており、売り上げのすべてが農業部門となっています。

構成員は代表取締役の本人と役員2名、の3名で構成されており、事業計画では3名ともに180日から250日、常時従事となっています。

役員3名は農業常時従事で、かつ法人が行う農作業に180日から250日、従事する計画になっています。

今後、農業生産法人として、水稻作付面積の拡大と栽培管理の徹底により生産量の増大と品質向上を図るとともに、大型機械導入により作業効率向上と省力化を進め、経営の安定化を図るというものです。

以上5件の適格者証明についてご審議の上決定くださいますようお願いいたします

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

加藤委員 3番についてお尋ねします。この法人の社長は上宝町大坂峠付近でハウレンソウ栽培を予定している。この計画では米の生産販売となっているが、この他の事業については承知していますか。

小笠原農地主事 当該法人の中での事業内容が、米の生産販売となっています。個々の農業経営とともに、共同で作業を行う事業計画となっています。

議長 4番が委員関連案件のため、先に採決取ります。異議ございませんか。

異議なし。

議長 1・2・3・5番についてご異議ございませんか。

異議なし。

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地所有適格法人の適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第12 議第143号 農用地利用集積計画の

決定について を議題といたします。

1～24番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 本日は70件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1～24番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1～24番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田50筆74,916㎡を新規、更新5～11年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、1～24番につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1～24番について承認といたします。

1～24番関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして25番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 25番について、認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田3筆2,309㎡を更新10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、25番につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長	<p>意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、25番について承認といたします。</p> <p>25番関係委員の議事参与制限を解きます。</p> <p>続きまして26番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
船坂書記	<p>26番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田2筆1, 798㎡を新規11年の使用貸借権を設定し、そばを生産するものです。</p> <p>以上、26番につきましてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、26番について承認といたします。</p> <p>26番関係委員の議事参与制限を解きます。</p> <p>続きまして27番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
船坂書記	<p>27番について、認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田3筆2, 467㎡を新規5年の使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。</p> <p>以上、27番につきましてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、27番について承認といたします。</p>

27番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、28番以降について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記

それでは引き続き、28番以降のご説明をいたします。

28番について、認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田3筆2,009㎡を新規5年の使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

29番について、認定農業者である借人は果樹（りんご、桃、ぶどう）の経営をしており、畑1筆368㎡の内150㎡を新規5年の使用貸借権を設定し、果樹を生産するものです。

30番について、認定農業者である借人は酪農（50頭）の経営をしており、田1筆901㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、飼料作物（トウモロコシ）を生産するものです。

31～35番について、認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田7筆8,217㎡を新規6年の貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

36番について、借人は水稻の経営をしており、田1筆457㎡を新規5年の解除条件付き貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

37番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田3筆2,825㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

38番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（トマト）の経営をしており、田、畑2筆3,135㎡を更新1年の貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりトマトを生産するものです。

39番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は肉用牛（一貫500頭）の経営をしており、田2筆2,007㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、牧草地として利用するものです。

40番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田1筆688㎡を新規8年の貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

41番について、認定農業者である借人は水稻の経営をしてお

り、田1筆2, 009㎡を新規8年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

42～45番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田9筆7, 999㎡を新規10～11年の賃貸借権を設定し、水稻、施設園芸によるほうれん草を生産するものです。

46～48番について、認定農業者である借人は水稻、肉用牛（1頭）の経営をしており、田3筆3, 506㎡を更新6年の賃貸借権を設定し、引き続き牧草地として利用するものです。

49～54番について、人・農地プランに位置付けられた担い手である借人は水稻の経営をしており、田、畑16筆16, 948㎡を新規3～5年の賃貸借権、使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

55番について、地域の担い手である借人は施設園芸（ほうれん草）、露地野菜の経営をしており、田1筆1, 558㎡を更新3年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

56番について、人・農地プランに位置付けられた担い手である借人は水稻、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田1筆1, 691㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

57～63番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田19筆19, 931㎡を新規、更新3～10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

64番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸（トマト）、果樹（りんご）の経営をしており、畑8筆3, 233㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、ブルーベリーを生産するものです。

65～68番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稻、露地野菜の経営をしており、田6筆6, 837㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

69番について、農地利用集積円滑化団体である借人は、円滑化事業に伴い農地所有者より委任を受け、田2筆958㎡を新規10年の賃貸借権を設定するものです。

70番について、飛騨市の農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稻、施設園芸の経営をしており、田2筆958㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、28番以降につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、28番以降について承認いたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第23回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

野村 光吉 委員

杉本 彰信 委員
